

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- a. IT実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等）

⇒2つの項目を中心に取り組む。

●【継続的な教育プログラムの提供】 IT業界は急速に進化しているため、従業員が最新のスキルを習得し続けることが重要なため、継続的な教育プログラムを提供し、従業員に最新技術を学ぶ機会を与える。

●【挑戦的なプロジェクトへの参加機会を提供】 従業員に挑戦的なプロジェクトへの参加機会を与えることで、スキルアップやキャリアアップの機会を提供する。プロジェクトの成功を重ねさせ従業員の自信やモチベーションを高める。

- b. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）

⇒取組内容は下記である。

●【健康管理の推進】 従業員の健康管理を推進する。定期健康診断の実施や、健康に関する情報提供、ストレスチェックの実施、健康診断の結果を元にした個別指導、疾病予防・早期発見などの取り組みを実施する。

●【働き方改革の推進】 過剰な残業やストレスの原因となる業務の負担を軽減するために、働き方改革の推進をする。柔軟な労働時間制度の導入や、テレワークの促進、休暇制度の見直しや働き方の多様化など、従業員が働きやすい環境づくりを進める。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを 60 日以内とするよう努めます。

③知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

- 取引先には不当・不合理な依頼をせず、取引価格についてはデータ（相場）等に基づいた金額で依頼・交渉を行う。

2023 年 3 月 9 日

株式会社ウエダ不動産事業所
企 業 名

代表取締役 上田洋平
役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。